

令和5年3月理事会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月20日（月） 15時00分 ～ 16時37分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|---------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 今 泉 礼 三 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 天 野 勝 司 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 |
| 同 | 寺 田 正 人 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 長 島 公 之 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議 事
- (1) 令和5事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）
 - (2) 令和5事業年度前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 2 報告事項
- (1) 地方組織監事監査結果報告（令和4年度下期）
 - (2) レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付
 - (3) 公益代表役員等の公募

3 定例報告

- (1) 令和5年1月審査分の審査状況
- (2) 令和5年2月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和5年2月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として木倉理事、寺田理事にお願いをする。

また、本日は被保険者代表の福田理事が欠席である。出席予定である保険者代表の天野理事、診療担当者代表の長島理事が遅れているようだが、現時点で理事会の構成員である理事長及び理事総数16名のうち、13名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

先月に引き継ぎ、支払基金の令和5年度の各種業務に係る予算案のご審議をいただく。2月理事会では、審査支払会計、保健医療情報会計をお諮りしたが、今回は、いわゆる特別会計の予算をご審議いただくこととしている。

最初に、議事(1)令和5事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)

- 令和5事業年度の支払基金事業計画における医療情報化に伴う保険医療機関等への支援及び業務スケジュール
- 「医療情報化支援基金勘定」「連結情報提供勘定」及び「電子処方箋管理勘定」に係る収入支出予算（案）

について説明。

(理事長)

医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

スライド10に「義務化対象外の保険医療機関」とあるが、この義務化対象外というのは何を意味するのか。対象外の保険医療機関とは何を指すの

か教えていただきたい。

(事務局)

厚生労働省によると、オンライン資格確認の義務化の対象外として、現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・薬局、こちらについては、院内等の電子化が進んでいない現状に鑑み、オンライン資格確認導入の義務化の例外とするとされており、こちらの種別のことを指すものということである。

(診療担当者代表理事)

今の説明と訪問診療・オンライン診療を実施する保険医療機関というのは、イコールなのか。

(事務局)

必ずしもイコールではない。訪問診療、オンライン診療を実施する保険医療機関等というのは、オンライン資格確認を導入する医療機関が、訪問診療・オンライン診療を行う場合に追加の機器などを導入する場合の補助を行うことを想定したものである。

(診療担当者代表理事)

訪問診療・オンライン診療を実施する医療機関への補助というのは理解したが、義務化対象外ではないということか。訪問診療、オンライン診療を実施する保険医療機関は、義務化対象外という意味ではないということか。

(事務局)

そのとおりである。

(理事長)

訪問診療やオンライン診療を実施する医療機関については、開発をして、それが使えるようになるのが令和6年度になるので、義務づけの対象ではあるが、環境が整備されるまでの間は義務化が猶予されていると、そういう状況にあるということである。

(診療担当者代表理事)

それは、普通の医療機関でもマイナンバーカードを利用して資格確認ができるように去年の秋頃から医療機関に連絡が来て進めているところだが、周辺機器の遅れから、全てが全てできるわけではない。そのための猶予が2

年ぐらいつくられていると思うが、そういうところは対象外であるという認識でよろしいか。

(事務局)

今、おっしゃられたのは経過措置の話ではないかと思う。もともと義務化対象外というのと、義務化されるものというのがあり、義務化対象外というのは、紙レセプトでの請求が認められているところということである。それ以外は義務化の対象になる。ただし、義務化の対象でも幾つかの類型があって、ネットワークの設備が整っていないなど、そういった現状でしばらく整備にかかるようなところなどについては、一定期間、義務化についての経過措置が設けられているということである。ただ、経過措置の機関についても、順次オンライン資格確認を導入するところについては、補助を実施することを想定している。

(診療担当者代表理事)

猶予期間の医療機関というのは、義務化対象外であるということとは違うのか。

(理事長)

義務化対象外というのは、そもそもオンライン請求が義務づけされたときに、オンライン請求の義務づけの対象外になっていた医療機関ということである。具体的に言うと、常勤の医師が全て義務化の当時65歳以上の医師だけである場合、また、紙レセプトで請求していて、レセコンそのものを導入していない医療機関、そういったものが、オンライン請求そのものの義務化対象外とされていた。

今回、オンライン資格確認の義務化に当たっては、オンライン請求も義務化していないところに義務化をするというのは、無理があるだろうという判断でオンライン資格確認についても義務化の対象外とされているものと理解をしている。したがって、今申し上げたような高齢者だけの医療機関とか、レセコンを導入していない手書きの医療機関以外は、全て義務化の対象にはなる。ただ、導入に当たっては、いろいろな障害がある。典型的に一番多いのは、2月までにオンライン資格確認の導入のためのシステム改修の契約は締結したが、ベンダ側の都合で改修が間に合わないというのが最も多く、そのほかにも先ほどから出ているような幾つかの類型があり、その一つが訪問診療だけで診療をしているような医療機関は、6年度にならないとシステムが導入されないわけであり、それより前には、できないということで、それも猶予の対象になっている。そのほかにも、光回線等のネットワークが敷設されていないとか、廃止休止の予定があるとか、そう

ということが猶予医療機関と位置づけられている。

義務化対象外というのは、そもそもオンライン資格確認そのものの義務が課せられていないところ、それから、それ以外のところは、義務化はされているが、一定期間猶予があるところと分類されているということである。

(診療担当者代表理事)

理解した。スライド10にある「訪問診療・オンライン診療を実施する保険医療機関等」というのは、理事長が言われたように、訪問診療・オンライン診療のみを実施するという意味合いと、そういう医療機関であるということで、この文章は、正しいのか間違いなのか。

(事務局)

通常の診療と合わせて、訪問診療とオンライン診療を実施する医療機関についても、ここには含まれている。

(診療担当者代表理事)

含まれているという理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(診療担当者代表理事)

訪問診療をしている保険医療機関は、実際に外来をしていても、オンライン資格確認の義務化の対象外と考えてよいのか。

(事務局)

オンライン資格確認の義務化はかかるが、オンライン資格確認の補助と別に、訪問診療を行う場合には、その補助事業の対象にもなるということなので、オンライン資格確認の義務は、かかる。

(診療担当者代表理事)

補助は、全保険医療機関が対象になるのとは違うのか。

(事務局)

補助事業については、基本的にはオンライン資格確認の義務化の対象となる医療機関については、全ての医療機関に対して補助を行う前提で想定している。

(診療担当者代表理事)

今、言ったことは矛盾していないか。

(事務局)

オンライン資格確認を実施する義務化対象となっている医療機関については、全て補助の対象となり、その医療機関がオンライン診療とか訪問診療を行う場合には、さらにそれに係る特別な機器等に対しても併せて補助の対象となるということである。

(診療担当者代表理事)

どちらも補助の対象になるということを行っているのとは違うのか。

(事務局)

どちらも補助の対象になる。

(診療担当者代表理事)

訪問診療・オンライン診療を実施する保険医療機関等と入れたのは、どうしてか。

(事務局)

通常の外来の診療とは別に、訪問診療とかオンライン診療に係る特別な機器の導入とか、そちらについての補助事業というのを想定しているためである。

(診療担当者理事)

特別な機器というのは、何をイメージしているのか。

(事務局)

例えば、カードリーダーであるとか、そういうものである。

(診療担当者代表理事)

カードリーダーは外来でも使用するのではないか。

(事務局)

外来でもそうであるが、在宅での診療においても必要となると考えている。

(診療担当者代表理事)

例えば、医療従事者が、患家へ赴くときにハンディなカードリーダーを持っていくように、そういうハンディなカードリーダーを開発するという意味とは違うのか。

(事務局)

申し訳ございません。カードリーダーと申し上げたが、訂正をさせていただく。訪問診療については、医療機関が訪問の現場に行って、そこでモバイル端末で資格確認、情報の閲覧等の同意を取った上で、診療を行うということで、そこに使用するモバイル端末についての購入ということが補助の対象となる。失礼いたしました。

(診療担当者代表理事)

医療従事者が患家に赴くときに使用するモバイル等の購入費を補助するという意味になるのか。

(事務局)

そのとおりである。

(診療担当者代表理事)

オンライン診療の場合はどうなのか。

(理事長)

オンライン診療の場合は、オンライン診療のアプリとAPI連携をして、アプリを通じて同意を取ったりすることができるようになっている。訪問診療の場合は、医療機関等の保有の端末を持って行って、それで同意を取っているが、オンライン診療の場合は、オンライン診療のアプリとAPI連携をして、患者の同意は、患者本人のモバイル端末やパソコンを使って実施をするということになっていて、仕組みは少し違っている。

(診療担当者代表理事)

それが社会保障・税番号制度システム整備に係る利用の補助ということになるのか。

(事務局)

そのとおりである。

(診療担当者代表理事)

理事長が言われたように理解すればいいということか。

(事務局)

そのとおりである。

(診療担当者代表理事)

了解した。その辺、よく理解されていないようであるので、よろしくお願ひする。

(事務局)

ご指摘に感謝申し上げます。

(理事長)

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

スライド24、25の電子処方箋について、少し補足のご説明をいただけないかと思う。

冒頭に、電子処方箋は国の目標が令和5年度末に9割とあって、令和6年度末の導入目標は10割との説明があった。今回スライド24に、医療保険者から納付される運営負担金は2.4億円と計上されている。この2.4億円というものが、導入割合については、どの程度を想定されたのか、実際に稼働している、していないといったことも見込んだものなのか、どのような考え方で予算組みされたのか教えていただきたい。

(事務局)

国のほうでは令和5年度末で9割導入ということを目指している。それに沿って、補助事業についても、令和5年度末で9割が導入されるということをも前提とした運営経費というものを算出し、そのうち補助金を除く部分の2.4億円を医療保険者からご負担いただくと、そういう前提の計算になっている。

(保険者代表理事)

先ほどの理事と似た話であるが、例えばスライド5の事業計画で開発を進めていくとある。今の電子処方箋で言えば、スライド23のように1月26日から、動き始めてはいるわけであるが、非常にまだ少ない医療機関、薬局で動いているに過ぎない。スライド24にあるように、来年度の電子処方箋の

予算上は、法律で決定し、保険者も負担金を求められている。さらに追加開発もされるという計画案ができると、追加機能を開発することがあり、こういうものを見込んでおくということだが、我々、保険者として毎年支払基金との間で契約を交わし、運営費の負担をしていくことになる。国から来ているものではあると思うが、1月26日から運用が始まって、まだまだ普及していないという前提があるわけであり、その普及状況を踏まえて予算の執行をお願いしたい。契約だとしても必要なものしか実際には支払う必要はないわけで、その辺の説明を常にいただきながら、事業を執行していただきたい。これは予算であり、枠取りをするということはやむを得ないことだと思うが、今後の事業についても、きちんとルールが決まって始まるものもある一方でまだルールが国の検討会等の場でも議論中のものもあるので、その辺のところのご説明をいただきながら、執行していただきたいと思う。よろしく願います。

(事務局)

ご指摘に感謝申し上げます。保険者の皆様方等とよく協議しながらそのときの状況についてよくご説明しながら、運用について考えてまいりたいと思う。

(理事長)

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

ほかに質問、意見等がないようであれば、今、ご議論をいただいた令和5事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)について原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

感謝申し上げます。それでは、原案のとおり決定する。

続いて、議事(2)令和5事業年度前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)について、お諮りをする。事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5事業年度前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)

支払基金の財政調整に係る特別会計7会計15勘定のうち、代表的な「後期高齢者医療特別会計」、「前期高齢者特別会計」及び「認可事業特別会計」に係る5勘定の予算のポイント及び収入支出予算(案)について説明。

(理事長)

ただいま説明した財政調整等に関する特別会計であるが、お手元の資料のスライド29でいうと、議題としては、ここにある7会計15勘定全てを議案書として添付させていただいている。ただ、時間の関係もあり、主な前期と後期の特別会計と、それから制度改正に伴う各種のシステム改修を行う認可事業特別会計についてご説明させていただいた。

それでは、財政調整等に関する特別会計について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表監事)

理事長からご説明があった、この7会計のところの6会計目の病床転換助成事業の特別会計について、資料がないもので若干わかりにくいところがあったが、この事業は、平成35年、令和で言えば令和5年なので、来年度で一応事業収束という理解をしていた。一部修正で延長云々というのはあるかもしれないが、保険者の現場ではたしかみなし計上していて、拠出があり、実際、この方向性としてどのようになっているのか、分かる範囲内で教えていただければと思う。

(事務局)

今のままだと来年の3月末ということだが、実際には、厚労省で延長するというので検討されている。今までは延長時には6年延ばしてきたが、延長年数も検討中ということで、保険者の皆様にも来年度に入ってから調整と伺っている。はっきりしたことは今の段階では決まっていないが、延長する方向ということである。

ただ、事務費については若干拠出させていただいているが、事業本体については、積立金があり、そこから取り崩して補助をしていくので、拠出金負担はない。

(保険者代表監事)

介護がこれだけ高齢化して増えてきてという形で、もともとの制度趣旨というのは、ある程度なるほどなというのは、私は保険者の現場で当時理解していたが、ほとんど抛出も止まっている形になっていて、どうなのかと思っていたので、質問させていただいた。

(事務局)

今日の資料の本編には入れていないが、添付資料として青いインデックスの資料1に病床転換等々、ほかの事業についてもご参照いただければと思う。

(理事長)

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段、質問、意見等がないようであれば、説明をさせていただいたのは3特別会計であるが、7特別会計15勘定について、原案のとおり決定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

感謝申し上げます。

ただいま議決をいただいた令和5事業年度医療介護情報化等特別会計、前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画、資金計画については、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

先月も申し上げたが、調整の過程で軽微な修正等があった場合の対応については、私に一任をいただきたいと思いますと思うが、よろしいか。

(異議なし)

感謝申し上げます。

調整の結果、報告が必要な事象が生じたら、次回の理事会で報告させていただくこととする。

続いて報告事項に入る。

報告事項(1)地方組織監事監査結果報告について、監事から報告をする。

(公益代表監事)

スライド44ページをご覧ください。

令和4年度の監査運営においては、表に記載のとおり、審査事務集約を控えた現場の負担を考慮する中で、上期は宮城・鳥取・福岡の3支部につきWEBによるヒアリングを、下期は福岡センター・熊本分室とその併設事務局につき現地に赴いて実査を行った。

また、常勤監事によるモニタリングについては、集約前と集約後の状況について、その取組進捗につき対比し確認する観点から、同一組織に対し、上期・下期の2回、WEBによるヒアリングを実施した。

この場においては、表中右上の太枠囲み部分の福岡センター・熊本分室の状況につき報告する。

まず、組織・職場の雰囲気については、両組織とも落ち着いた雰囲気であり、他県からの異動者との融合も進み、職員各層において組織集約を前向きに捉えているという印象を受けた。

基金ホームページへの氏名登載問題については、不同意者も残っているが、このことに起因する課題や軋轢があるようにはうかがえなかった。

在宅勤務についても、職員相互に気遣い、配慮を行っており、制度活用は現時点では順調に進んでいるのではないかと判断した。

次に、業務運営状況について、画像処理に伴う業務負荷や、県ごとの業務運営上の取扱いの調整・統一のために多少の混乱や残業も生じたものの、集約後4か月を経て落ち着いてきており、また、1月からの複数県担当についても、特段の問題は生じていないと判断した。

一方で、熊本分室については、集約後の行動計画諸数値の悪化が顕著だが、その要因は、職員の欠勤や点検ルールの所内不徹底などの理由が明確になっているということから、早急な体制整備と運営の見直しを図るよう、お願いしている。

最後に、その他の所感・気付きとして、運営方針については、両組織とも10月に全員を集めての説明会を実施、その後各課でフォローを行っているが、職員全層への理解、浸透はまだまだの印象である。

センター長、分室長、管理職層から職員への繰り返しの説明、働きかけや、職員の参画意識を高める役割の付与などを通じて、職員全員の課題認識の共有化、業務遂行のベクトル合わせを粘り強く、かつ着実に行っていくようお願いしたいと思う。

(理事長)

地方組織監事監査結果報告について、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

2月の理事会でも監事の方から言及があったかと思う。地方では、本部の方との意見交換、情報交換を望んでいるというようなご指摘があったかと思う。

このスライドには全てを書き切れないのかとは思いますが、そういった意思疎通、コミュニケーションをはかり、円滑に運営を進めていただければと思うので、その点、お願いしたい。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。ご意見を踏まえ、十分、地方組織との意思疎通を図っていききたいと思う。

先月も申し上げたが、幹部同士では毎月1回、ブロックの幹部会議を開催し、それぞれの問題点、どういう状況か、超過勤務がどうか、新しい問題点がどうか、審査実績がどうかというようなことを全てフォローさせていただいている。

それ以外に、各業務の担当から、それぞれの担当、地方組織の担当とそれぞれの部署との間での意思疎通にも努めているところである。

ご指摘を踏まえて、十分、現場の状況の把握に努めていききたいと思う。

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

続いて、報告事項の(2)レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付に係る、

- ・ レセプト・請求支払関係帳票の誤発送状況
 - ・ 北関東地域審査事務センター（埼玉センター）での誤送付の概要
 - ・ レセプト・請求支払関係帳票等の誤送付の対応策
- について説明。

(理事長)

レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

先月もご指摘があった点だと思うが、今回は改めて年間分整理して出していただいて、分かりやすくしていただいたと思う。

私ども自身の誤送付の問題としても、傷病手当金、健診データ等の問題も起きており、徹底を図っているが、今のお話のように、紙をなくす、それから人手を介することを極力減らすということやっているが、どうしても残ってしまう。意識改革と、体制も、マニュアル変更していただいた3人目の確認作業をしても、いつの間にか緩んでしまうというのが我々の中でも見られて、非常に反省しているが、ぜひ繰り返しこれを徹底することを行っていただきたいと思う。

この数も、去年4月から個人情報保護委員会への報告義務化が始まっており、我々のほうから指摘をさせていただいて、確認してもらったものである。今後とも、各センター、審査委員会事務局でのこういう事務作業の状況は確認していただきたいと思う。

また、1月の事例は、歯科医療機関の数は少なかったが、送付の中の対象者数が非常に多かったということで、大きな影響があった。しかも埼玉センターという場所がら、いろいろなところの患者さんがおられて、多くの保険者に影響している。後のご本人たちへの連絡等も大変な話である。スライド47では件数は少なく見えているが、中身として大きなものであるということをよく共々認識をして、これは委託をしている我々保険者と、処理をいただいている支払基金各審査委員会事務局、センターとの共同での報告義務になるので、我々も意識するが、しっかりと取組を進めていただきたいと思う。

また、我々は非常に大量の保険証の印刷・発行等もあるので、人の手作業が入る分については、委託業者にはカメラでのフォローもお願いしている。QRコードを封筒と中身の紙に入れたものを照合しながら封入作業をする。合わない場合には止めて確認をするということもやって、何とか減らしている。支払基金各審査委員会事務局では、数はそんなに多くはないと思うが、必要があればカメラで記録をしながら、バーコードでの確認導入等もあり得ることだと思う。全てが電子化されて紙がなくなるということでない限りは起こり得ることであり、そういうところも検討しながら対応を徹底していただきたいと思う。

ぜひとも、我々共々、取組をさらに進めていただきたい。よろしく願いする。

(事務局)

ご指摘に感謝申し上げます。埼玉の件は、一つの封筒というか、事故の数では1件ということであるが、非常に大きな事故になった。この反省を踏ま

えて、個人情報漏えいを起こしてしまうということを、非常に我々、基金全体として深刻に受け止めて、一つ一つの作業を、今後このマニュアルに基づいて徹底をしていきたいと思う。

冒頭にご指摘あったように、このマニュアルの見直し後もこれがゼロにできているわけではないので、現場において、このマニュアルの見直し後もどのような作業状況となっているか、また事故が起きてしまった原因についても繰り返し検証しながら、事故の再発防止を引き続いて徹底してまいりたいと考えている。

また、カメラなど何らかの手段を使ってというようなことについても、まずは費用のかからないやり方でどこまでできるか、しっかり検証していきたいと考えているが、そういった何らかの仕組みを導入するというのも視野に、今後とも検討していきたいと思っている。

(理事長)

ほかに、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

資料の記載で一点確認させていただきたいのと、数字に関して一点質問をさせていただきたいと思う。

まず、ただいま説明があったスライド48の埼玉センターの件は、これを1件とカウントして、スライド47の表中にある1月の医療機関のレセプト4件のうちの1件がこの埼玉センターの件に該当する、という理解でよろしいか。

(事務局)

そうご理解いただければと思う。

(保険者代表理事)

承知した。次に、スライド47で計上されている中には大小いろいろな事案があったということであるが、足元まででレセプトと帳票を合わせて、令和4年度で136件となっている。この136件は、要配慮個人情報を含まないものも集約しているということであるので、この内数として要配慮個人情報を含んでいたもの、すなわち個人情報保護委員会への報告が必要であったものが何件あるのか教えていただきたい。

(事務局)

この136件のうち、要配慮個人情報を含むもの、つまり個人情報保護委員会報告をしなければならなかったものの件数は67件である。

(保険者代表理事)

承知した。ということは件数ベースで約半数になる。先ほどの質疑応答とも関連するとともに、逆説的な言い方になるかもしれないが、ヒューマンエラー自体は恐らくゼロにならないと思う。ただ、なくならないからといって何もしなくていいかということでは決してなく、如何にしてゼロに近づけるかということと、それをどうやって継続し、マンネリ化させないこと。勿論私のところの組織も他人事ではないが、この点に知恵を絞ることと、また知恵だけではなく汗をかくことが必要と考える。ヒューマンエラーが起きないように紙をなくしていくというのは、正しい選択だろうと思うが、一方で職員の数だけ人手が介在する仕事があるとしたときに、どうやってそのヒューマンエラーと付き合っていくのかという、非常にプリミティブで根源的な問題があると思う。

エラーが発生しても極力影響を軽微に留められないかという視点も含め、引き続き知恵を絞り、愚直に取り組んでいただきたいということと、発生した場合、その直接的な原因が何か、またその背景すなわち間接的な原因が何かという点については、不断かつ深掘りした分析をお願いしたい。

併せて発生時の初動と速やかな情報開示、このところはくれぐれもよろしく願います。

(事務局)

ご指摘に感謝申し上げます。まず初動対応、それから情報開示について、しっかり今後努めていきたいと思う。

また、事故が起きてしまうヒューマンエラーをより少なくする、あるいは重大な影響を小さくするために、今申し上げたように、マニュアルも見直しをしていくが、やはり環境面と申すか、何十万という処理を毎月する中において、事故が月11件起きてしまっているということで、見逃しが生じているわけだが、まず作業を行う環境とか、あと、急ぐ中にも、しっかり声がけをしてチームで作業に取り組むなど、一人でやるのではなくて、しっかりとチームでできるだけ時間をかけてやると。締切りが迫る中で、なかなか環境面も限界はあると思うが、今回のいろいろな反省点については、地方からも声をいただいており、その声を踏まえて、マニュアル以外のところでも、様々な注意喚起などやっていきたいと考えている。引き続いて状況をフォローしていきたいと思う。

(理事長)

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

本日ご指摘いただいた点については十分フォローして、当面の対策としては、先ほど申し上げたような確認、職員に対する意識の徹底を図ることと併せて、抜本的な対策としては、紙そのものを減らしていくことを併せて実施していきたいと思っている。

紙が残っている間については、毎月、ご指摘いただいたように、作業前に本部の担当課長から職員全員に注意喚起をするということを含めて、しっかりと徹底を図っていきたいと考えている。ご指摘に感謝申し上げる。

それでは、続いて、報告事項(3)公益代表役員等の候補について、報告をさせていただきます。

その前に、1点、私から報告させていただきます。

今般、佐藤裕一理事から、6月末日をもって退任したい旨の申出があり、今回の候補については、佐藤裕一理事の後任の役員についても公募を実施することといたしたいと考えている。

それでは、報告事項(3)公益代表役員等の公募について、選考委員会事務局長から報告する。

(役員選考委員会事務局長)

まず、今回の公募の経緯であるが、スライド54ページをご覧ください。

今回の公募については、神山浩一専務理事、山崎章一常任顧問が本年6月30日をもって任期満了となること、また、佐藤裕一理事が本年6月30日をもって退任となることから、後任の役員等の選任に当たり公募を実施することといたしたい。

公募に係る今後のスケジュール等については、スライド55ページのとおり、3月下旬に選考委員会を開催し、今回の公募対象である理事2名及び常任顧問1名の計3名の募集要項に相当する職務内容書の決定をしていただきたいと考えている。

公募期間は、おおむね1か月の期間は確保することとし、4月1日から4月28日を予定している。

応募方法については、支払基金のホームページ、厚生労働省のホームページへの掲載や、ハローワークへの情報提供を行うことにより、公募ポストの職務内容や応募方法が閲覧できるように準備したいと考えている。

また、公募期間終了後の5月中旬から6月上旬にかけ、選考委員会において書類選考、面接選考を実施し、候補者を決定することとしているが、今回の公募対象が3名であり、選考対象者が多数となった場合を考慮し、面接選考においては、2日間の開催を予定している。

候補者の決定後は、6月26日に開催される理事会において選任議案を審議し、議決が得られた後、理事については厚生労働大臣宛て認可申請を行い、7月定例理事会で理事2名の認可報告を行う。

なお、選考委員会については、現在任期中であるので、現在委嘱させていただいている方々に引き続きお願いすることとしている。

(理事長)

公益代表役員等の公募について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、ただいま説明申し上げたスケジュール案で、公益代表役員等の公募を実施させていただく。よろしくお願い申し上げます。

続いて、定例報告(1)令和5年1月審査分の審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年1月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

令和5年1月審査分の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、定例報告(2)令和5年2月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年2月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

特別審査委員会審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

特段の質問、意見がないようであれば、定例報告(3)令和5年2月理事会の議事録の公表については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である長尾理事、小林理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載する。

全体を通じて、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とする。

次回の理事会については、4月24日月曜日、午後3時から開催する予定とされているので、日程の確保方、よろしくお願い申し上げます。

令和5年3月20日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 木 倉 敬 之

被 保 険 者 代 表 理 事 寺 田 正 人